

社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした
 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程
 新旧対照表【平成29年4月1日施行】

旧	新
<p>社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程</p> <p>一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 平成21年3月7日総会決定</p> <p>改正 平成22年2月20日理事会決定 改正 平成23年2月19日理事会決定 改正 平成23年11月22日理事会決定 改正 平成26年3月3日理事会決定 改正 平成28年2月22日理事会決定 <u>改正 平成28年6月23日理事会決定</u></p>	<p>社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程</p> <p>一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 平成21年3月7日総会決定</p> <p>改正 平成22年2月20日理事会決定 改正 平成23年2月19日理事会決定 改正 平成23年11月22日理事会決定 改正 平成26年3月3日理事会決定 改正 平成28年2月22日理事会決定 <u>改正 平成28年6月23日理事会決定</u> <u>改正 平成29年3月9日理事会決定</u></p> <p style="text-align: right;"><u>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟</u> <u>平成29年4月1日施行</u></p>
<p>第1条 この規程は、<u>一般社団法人日本社会福祉士養成校協会</u>（以下、「<u>本協会</u>」 という。）が、<u>本協会定款</u>（以下、「<u>定款</u>」という。）第4条の規定に基づいて行 う、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程（以下、「<u>教育課程</u>」という。） の設置のための認定事業について定める。</p>	<p>第1条 この規程は、<u>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟</u>（以下、 「<u>本連盟</u>」という。）が、<u>本連盟定款</u>（以下、「<u>定款</u>」という。）第4条の規定に 基づいて行う、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程（以下、「<u>教育課程</u>」 という。）の設置のための認定事業について定める。</p>
<p>第3条 この規程において教育課程認定とは、学校現場等において、適切なソー シアルワークを実践することができる社会福祉士等を養成するために、最低限 必要となる教育課程の設置要件を<u>本協会</u>が定め、<u>本協会</u>または<u>日本精神保健福 祉士養成校協会</u>に正会員として入会している社会福祉士または精神保健福祉</p>	<p>第3条 この規程において教育課程認定とは、学校現場等において、適切なソー シアルワークを実践することができる社会福祉士等を養成するために、最低限 必要となる教育課程の設置要件を<u>本連盟</u>が定め、<u>本連盟</u>に正会員として入会し ている社会福祉士または精神保健福祉士の養成校、当該養成校の設置者が設置</p>

<p>士の養成校、当該養成校の設置者が設置する大学院、その他の教育課程を設置しようとする団体及び機関（以下、「養成校等」という。）が行う書面による申請に対し、<u>本協会</u>が第6条に定める審査基準に基づき審査し、認定することをいう。</p> <p>2 前項の規定により教育課程を認定された養成校等は、「<u>一般社団法人日本社会福祉士養成校協会認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程</u>」（以下、「認定課程」という。）の名称を標榜することができる。</p>	<p>する大学院、その他の教育課程を設置しようとする団体及び機関（以下、「養成校等」という。）が行う書面による申請に対し、<u>本連盟</u>が第6条に定める審査基準に基づき審査し、認定することをいう。</p> <p>2 前項の規定により教育課程を認定された養成校等は、「<u>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程</u>」（以下、「認定課程」という。）の名称を標榜することができる。</p>
<p>第4条 教育課程認定の審査（以下、「認定審査」という。）を行うために、<u>本協会</u>に認定審査委員会を設置する。</p>	<p>第4条 教育課程認定の審査（以下、「認定審査」という。）を行うために、<u>本連盟</u>に認定審査委員会を設置する。</p>
<p>第5条 この規定において教育課程修了者とは、第3条第2項に定める認定課程を修了した者であって、社会福祉士及び介護福祉士法第28条または精神保健福祉士法第28条に規定する社会福祉士または精神保健福祉士の登録を受けた者のうち、当該養成校等からの申請に基づき「<u>一般社団法人日本社会福祉士養成校協会認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者</u>」として修了証の交付を受けた者をいう。</p>	<p>第5条 この規定において教育課程修了者とは、第3条第2項に定める認定課程を修了した者であって、社会福祉士及び介護福祉士法第28条または精神保健福祉士法第28条に規定する社会福祉士または精神保健福祉士の登録を受けた者のうち、当該養成校等からの申請に基づき「<u>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者</u>」として修了証の交付を受けた者をいう。</p>
<p>第13条 認定審査の結果、教育課程を認定された養成校等は、<u>本協会</u>の教育課程登録名簿に登録する。</p> <p>2 教育課程を認定された養成校等が、<u>引き続き認定された翌年度以降も、認定を受けた教育課程に変更がなく継続して教育課程を開設する場合は、開始しようとする日の3か月前までに別に定める教育課程継続報告書等を会長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 認定された教育課程のうちスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群に変更があるときは、変更しようとする日の3か月前までに教育課程変更の申請を行い、審査を受けなければならない。</p> <p>4 認定された教育課程のうちスクール（学校）ソーシャルワーク教育関連科目群または追加科目に変更があるときは、変更しようとする日の3か月前までに変更内容の<u>照会</u>を行わなければならない。</p>	<p>第13条 認定審査の結果、教育課程を認定された養成校等は、<u>本連盟</u>の教育課程登録名簿に登録する。</p> <p>2 教育課程を認定された養成校等が、<u>次年度も、認定を受けた教育課程を変更せずに継続して開設する場合は、次年度開始日3か月前までに別に定める教育課程継続の申請にかかる様式等を会長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 認定された教育課程のうちスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群に変更があるときは、変更しようとする日の3か月前までに教育課程変更審査の申請を行い、審査を受けなければならない。</p> <p>4 認定された教育課程のうちスクール（学校）ソーシャルワーク教育関連科目群または追加科目に変更があるときは、変更しようとする日の3か月前までに変更内容の<u>照会の申請</u>を行わなければならない。</p>
<p>第13条の二 審査基準に適合しているか否かの判定が留保となった養成校等</p>	<p>第13条の二 審査基準に適合しているか否かの判定が留保となった養成校等</p>

<p>は、教育課程を開設する前年度の新規課程設置認定審査期日までに、留保の原因となった事項について改善し、再申請を行うことができる。</p> <p>なお、再申請を行うことができる期間については、判定が留保となった日の次の年度の新規課程設置認定審査期日までとする。</p> <p>2 前項に定める期間を経過して再申請を行わない場合または前項に定める再申請に基づく審査の結果、留保の原因等となった事項について改善が認められない場合には、その養成校等は本協会の審査基準に適合していない、と判定する。</p>	<p>は、教育課程を開設する前年度の新規課程設置認定審査期日までに、留保の原因となった事項について改善し、再申請を行うことができる。</p> <p>なお、再申請を行うことができる期間については、判定が留保となった日の次の年度の新規課程設置認定審査期日までとする。</p> <p>2 前項に定める期間を経過して再申請を行わない場合または前項に定める再申請に基づく審査の結果、留保の原因等となった事項について改善が認められない場合には、その養成校等は本連盟の審査基準に適合していない、と判定する。</p>
<p>第14条 会長は、認定審査の結果について、理事会の決定を得た後、速やかにその結果を認定審査を申請した当該養成校等に通知し、当該年度の認定審査結果の概要を本協会会員に公表する。</p>	<p>第14条 会長は、認定審査の結果について、理事会の決定を得た後、速やかにその結果を、認定審査を申請した当該養成校等に通知し、当該年度の認定審査結果の概要を本連盟会員に公表する。</p> <p>2 会長は、認定審査の結果、審査基準に適合していると認定された養成校等について、インターネットその他の広報媒体を用いて社会に開示する。</p>
<p>第15条 認定審査の結果、本協会の審査基準に適合していないと判定された養成校等、または本協会の審査基準に適合しているか否かの判定を留保された養成校等は、認定審査の結果について異議申立を行うことができる。</p> <p>2 異議申立は、前条第1項に規定する通知を受けてから2週間以内に行わなければならない。</p>	<p>第15条 認定審査の結果、本連盟の審査基準に適合していないと判定された養成校等、または本連盟の審査基準に適合しているか否かの判定を留保された養成校等は、認定審査の結果について異議申立を行うことができる。</p> <p>2 第22条第2項の処分を受けた養成校等は、処分の内容について異議申立を行うことができる。</p> <p>3 異議申立は、前条第1項及び第22条第2項の通知を受けてから2週間以内に行わなければならない。</p>
<p>第22条 虚偽の申請により、審査基準に適合していると認定された養成校等は、その認定を取り消すものとする。</p> <p>2 認定を取り消された養成校等は、前項の申請をした年度から起算して4か年度は新たに認定審査申請を行うことができない。</p>	<p>第22条 虚偽の申請により、審査基準に適合していると認定された養成校等は、その認定を取り消すものとする。</p> <p>2 教育課程認定後、別に定める手続きによってその運営の改善が認められない養成校等については、その認定を取り消すことができるものとする。</p> <p>3 認定を取り消された養成校等は、第1項の申請及び第2項の処分のあった年度から起算して4か年度は新たに認定審査申請を行うことができない。</p>
<p>第25条 教育課程認定事業の方針や手続、認定審査に関する各種帳票等の様式</p>	<p>第25条 教育課程認定事業の方針や手続、認定審査に関する各種帳票等の様式</p>

<p>等を検討するため、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業企画委員会（以下、「企画委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 企画委員会は、次に定める者で構成する。</p> <p>一 本協会の理事の中から、理事会の承認を得て会長が指名する者2名以上</p>	<p>等を検討するため、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業企画委員会（以下、「企画委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 企画委員会は、次に定める者で構成する。</p> <p>一 本連盟の理事の中から、理事会の承認を得て会長が指名する者2名以上</p>
<p>第28条 委員は、申請養成校等が提出した諸資料、及びその他の審査活動を通じて得た情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、審査活動終了後も継続するものとする。</p> <p>2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。</p> <p>一 委員として委嘱されているという事実</p> <p>二 公表を前提として本協会が作成した刊行物その他資料</p> <p>三 当該年度の審査結果が本協会から公表された後における、当該年度の認定審査に従事したすべての委員の氏名及び所属機関</p>	<p>第28条 委員は、申請養成校等が提出した諸資料、及びその他の審査活動を通じて得た情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、審査活動終了後も継続するものとする。</p> <p>2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。</p> <p>一 委員として委嘱されているという事実</p> <p>二 公表を前提として本連盟が作成した刊行物その他資料</p> <p>三 当該年度の審査結果が本連盟から公表された後における、当該年度の認定審査に従事したすべての委員の氏名及び所属機関</p>
<p>第29条 委員は、本協会事務局から送付された申請養成校等に関する資料を、審査活動終了後、速やかに本協会事務局に返却しなければならない。</p>	<p>第29条 委員は、本連盟事務局から送付された申請養成校等に関する資料を、審査活動終了後、速やかに本連盟事務局に返却しなければならない。</p>
<p>第30条 本協会は、申請養成校等が提出した諸資料について、次回以降の申請及び報告のために1部保存するほかは、外部に漏洩することのないよう、適切な方法で処分するものとする。</p>	<p>第30条 本連盟は、申請養成校等が提出した諸資料について、次回以降の申請及び報告のために1部保存するほかは、外部に漏洩することのないよう、適切な方法で処分するものとする。</p>
<p>附 則（改正 <u>平成28年6月23日</u>理事会決定）</p> <p>この規程は、<u>平成28年6月23日</u>から施行する。</p>	<p>附 則（改正 <u>平成29年3月9日</u>理事会決定）</p> <p>この規定は、<u>平成29年4月1日</u>から施行する。</p>